

(補足)

平成26年度から都立特別支援学校高等部に入学予定の皆様へ

○ 東京都立特別支援学校高等部の授業料は、年額1,200円
(月額100円)です。

○ 下の条件を満たす場合、高等学校等就学支援金の支給対象となります。

高等学校等就学支援金を受け取るには、課税証明書(市町村民税所得割額が記載されたもの)と申請書を、学校にご提出いただく必要があります。

＜高等学校等就学支援金の対象となる世帯＞

「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満の世帯※

※「市町村民税所得割額」は、保護者(親権者)の合算です。また、年収の目安として、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合、910万円程度です。

(裏面に続く)

- 東京都立特別支援学校高等部の生徒に係る高等学校等就学支援金の支給限度額は月額100円です。

なお、高等学校等就学支援金は、学校設置者（東京都や学校）が、国から生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒本人（保護者）が国から直接、受け取るものではありません。

- 手続きの詳細等につきましては、平成26年3月頃を目途に改めてご案内いたします。